

年管管発0817第2号
令和8年8月17日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等にかかる届書等の取扱いについて（通知）

今般、令和8年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の受給権者又は受給者及び年金生活者支援給付金の受給資格者（以下「受給権者等」という。）に係る生計維持確認届、障害状態確認届、現況届、所得状況届等（以下「届書等」という。）の提出期限の延長について、「令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について（通知）」（令和8年8月17日付け年管発0817第1号）により厚生労働省大臣官房年金管理審議官より日本年金機構理事長に対しその旨通知されたところであるが、その取扱いについては下記1から3までのとおりである。

併せて、特別障害給付金の受給資格者に係る取扱いは、下記4のとおりであるので通知する。

なお、地方厚生（支）局及び市町村に対しては別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 対象となる届書等について

対象となる届書等は、令和8年7月28日において令和8年熊本地震に際し災害救助法適用区域に住所を有していた受給権者等であって、①から③までに掲げる者が、令和8年において提出するそれぞれ①から③までに定める届書等であること。

- ① 誕生日が7月1日から12月31日までの間にある受給権者等 生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等
- ② 20歳前障害基礎年金受給権者 所得状況届
- ③ 年金生活者支援給付金受給者 所得状況届等

2 提出期限

上記1の対象となる届書等の提出期限は令和9年1月27日とされたこと。

3 障害年金受給権者等の届書等に関する事務の取扱いについて

対象者のうち、延長後の提出期限までに障害状態確認届が提出された者にあつては、障害の程度を診査した結果、年金額の改定又は年金の支給停止を行うべき者の取扱いは、次のとおりであること。なお、対象者のうち、延長後の提出期限までに障害状態確認届が提出されない者にあつては、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届が提出期限までに提出されなかった場合の事務の取扱いについて」（令和2年6月22日付け年管管発0622第8号）により取扱うこと。

(1) 増額改定について

障害給付の増額改定は、誕生日の属する月の翌月分から行うこと。

(2) 減額改定及び支給停止について

障害給付の減額改定又は支給停止は、令和9年4月（延長後の提出期限の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月）分から行うこと。なお、複数の医師による審査を行ったものについては、「障害年金受給権者等に係る障害状態確認届の取扱いについて」（平成元年3月8日付け庁保発第6号）の「2」に示す取扱いが適用されるものであること。

4 災害救助法適用区域に住所を有する特別障害給付金の受給資格者に係る取扱い

特別障害給付金の受給資格者であつて、住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない者は現況届を、情報提供ネットワークシステムで所得情報を取得できない者は所得状況届を、厚生労働大臣が指定する者以外の者は障害状態確認届を、9月30日までに提出することとされており、正当な理由がなくこの提出がないときは、特別障害給付金の支払いが一時差止めとなる。

当該受給資格者のうち、令和8年7月28日において災害救助法適用区域に住所を有する者については、令和9年1月27日までに当該届を提出すれば、特別障害給付金の支払の一時差止めを行わないこととする。

なお、当該届を審査した結果、特別障害給付金の額を改定又は資格を喪失させることと判定された場合は、当該改定又は資格の喪失は通常どおり実施すること。